

応募要項

兵庫県伝統工芸支援プログラム



2025年度

公益財団法人 eスポーツ・兵庫伝統工芸振興財団

１．制度の概要

当制度は支援期間を２年間とし、課題整理から解決策実行までを一貫して行う支援プログラムです。

1. コンサルティング

兵庫県内の伝統工芸事業に携わる事業者に対し、専門知識・経験を有するコンサルタントが事業者とともに問題点の抽出や課題整理を行い、専門的な見地を生かして効果的な企画立案、実行計画の策定をお手伝いします。選考後、最長１年の中で企画案をまとめていただくこととし、期限前に策定できた場合は、早期に実行着手することも可能です。

なお、課題整理を目的とした実態調査にあたり費用が発生する場合、助成金額上限の範囲内で当該費用への充当も可能です。

②実行支援

企画案に対し助成金を支給するとともに、実行段階における相談に対してはコンサルタントが必要に応じて専門的な助言を行います。事業者に伴走することで、より実効性を高めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 応募対象者 | ・兵庫県内において工芸文化に携わる個人、グループ、団体・法人（NPO、実行委員会、企業等）の方々  ・兵庫県の工芸品の製造過程において欠かせない材料の生産や工程を担う技術を保有する個人、グループ、団体・法人（NPO、実行委員会、企業等）の方々  ※ 組合単位での申請は受付できません。事業者単位での申請をお願い 　 致します |
| 支援内容 | 以下、いずれかに当てはまるもの   1. 後継者の育成・候補者の増加に資する活動を行うもの 2. 事業継続のための資金を必要とするもの 3. 工房設立又は増改築の資金を必要とするもの 4. 斬新で独創的な企画を推進しようとするもの 5. その他、工芸文化やそれに関連する生産・技術の発展に資する取組みを行うもの |
| 対象業種 | ・国や県が指定した伝統工芸品  ・兵庫県が指定した有形・無形文化財工芸技術に該当する工芸  ・国や県指定の伝統工芸品でないが、その歴史・背景を鑑みて、兵庫県の工芸文化に関するもの |
| 支援条件 | ①　兵庫県内で対象業種を営んでいる又はその製造過程において欠かせない材料の生産や工程を担っていること  ②　次のいずれかに該当すること  イ．後継者は兵庫県内在住またはその予定のある者で、年齢が50歳未満の者であること（継続交付申請の場合は初めて助成金の交付を受けた時における年齢が50歳未満であったこと）  後継者は上記対象業種を営む事業者の下で技術等の習得に取り組む意欲があること  将来的に事業承継又は県内での独立を目指す意欲があること  ロ. 既に技術伝承を受けた事業者で、工芸品の生産事業継続に資金的な問題を抱えていること  ハ．工房開設後、引き続き10年以上制作に従事する意思があること  ③　本財団が別途実施する情報発信活動への協力に同意いただけること  ※　申請内容に従い、選考委員が判断いたします  ＜注意事項＞   * 事後報告いただく活動実績の検証において、助成金が正しく活用されていないと判断した場合には、助成金の取り止め及び返還を要請する場合があります |
| 助成金額 | １件あたり500万円を上限として支給します  ※コンサルティング費用は財団負担とし助成額には含みません |
| 支援期間 | 支援開始日より２年間 |
| 期待する  内容 | 上記支援内容の中でも、インパクトがあり、産業の可能性を広げる活動が見込まれる内容を期待します |

3. 申請方法

(1) 募集期間

　　2025年７月1日～８月31日まで

(2) 申請方法

　　支援プログラム申請書（様式7）に必要書類を添付し提出してください。

　　＜添付書類＞

* + 宣誓書（様式8）
  + 誓約書兼同意書（様式9）
* 申請者の概要、工芸文化の歴史等が確認できる資料  
  ※会社パンフレットやホームページの他、自作の資料も可
* メール申請の場合、動画撮影いただきお送りいただくことも可とします
* 直近の決算書
* 申請者の現住所が確認できる資料（免許証や住民票）

(3) 審査及び結果の通知

＜一次審査＞

提出された申請書に基づく書類審査（9月）

＜二次審査＞

選考委員（有識者含む）による現地調査及び面接（10～11月）

＜結果の通知＞

上記、2つの審査により支援対象者を決定し、書面もしくはメールにて結果を通知します。（12月頃の予定）

4. 支援対象者決定後の流れ

(1) コンサルティング

財団契約のコンサルタントとともに現状分析、課題整理を行い、助成上限額内での企画書（様式10）を作成し、対象経費計算シート（様式５）を添付して提出してください。支援決定通知から原則１年以内に提出いただくものとします。選考委員会の承認後、助成金交付を受けて、実行段階に移行してください。

(2) 助成金の支払い

　　助成金振込口座届出書を提出してください。選考委員会の承認後1か月以内に指定の口座に振り込みを行います。なお、助成金は支援の進捗に応じて費用発生することを想定し、フェーズ毎に上限金額の範囲内で概算金額を分割支給いたします。

(3) 実行支援

企画書等に基づいて実施してください。支援対象者から実行にあたっての相談をいただいた場合は、コンサルタントが必要に応じて助言を行います。

(4) 助成対象経費等の確認書類の提出

　　支援対象者は、下記の添付書類を提出してください。助成金の資金使途について確認いたします。

　　＜添付書類＞

1. 備品の購入、研修に係る領収書
2. 設備投資等に充当したことがわかる請求書等
3. その他、資金使途が明確に判定できる書類

(5) 実績報告書の提出

　　支援対象者は、支援期間の２年を経過した段階で実績報告書（様式11）及び収支報告書（様式12）を作成し、助成金を活用したことによる効果等を記載し、提出してください。

5 注意事項等

* 申請いただいた内容の選考にあたって、提供された個人情報に関し、当財団が選考過程を遂行するめに業務委託をする場合及び法令等の定めに基づき情報提供する場合があります。
* 事業実施期間中の進捗状況確認として、事務局より随時ヒアリングを実施します。
* 次年度以降も継続して助成事業に取り組みたい場合は、次年度の募集期間に改めて、申請書を提出してください。その際、内容を再度審査のうえ、支援を決定します。

＜当財団のホームページ＞

公益財団法人 eスポーツ・兵庫伝統工芸振興財団

　URL：https://www.etf.or.jp

＜お問い合わせ先・申請書類等の提出先＞

公益財団法人 eスポーツ・兵庫伝統工芸振興財団　事務局

　　〒651-0073

　　兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一丁目5番1号　国際健康開発センタービル5階

　　URL：https://www.etf.or.jp/  
　　E-Mail：kogei@etf.or.jp